

非居住者が受領する退職一時金及び
退職年金についての課税関係

〔事例〕

A社では、このたび、海外での勤務経歴のある次の3名について、それぞれ退職一時金及び退職年金を支払うこととなった。それぞれの者についての勤務年数、国外での勤務期間及び退職一時金、退職年金の支給金額等の事実関係は次のとおりである。

甲 勤続年数 25年(うち国外勤務は通算10年)

退職一時金2,500万円 退職年金 年額300万円

甲は、退職時A社の香港支店に勤務していたが、退職後も引き続き香港に滞在し、英国系の商社に再就職することとなっている。

乙 勤続年数 20年(うち国外勤務は通算8年)

退職一時金2,000万円 退職年金 年額250万円

乙は、退職時A社の米国支店に勤務していた。退職後は一時日本に帰国するが、約6カ月後には、米国に戻り、米国に永住する予定である。

丙 勤続年数 15年(うち国外勤務は通算5年)

退職一時金1,500万円 退職年金 年額200万円

丙は、退職時の3カ月前に韓国支店勤務から本社勤務となり、退職後は、永年日本に居住することとなっている。

なお、この退職一時金及び退職年金は、勤務年数を基準として算定されている。

〔問題のポイント〕

① 非居住者が受領する退職一時金及び退職年金については、その受領金額のうち居住者であった期間に対応する部分が国内源泉所得とされ、わが国で課税の対象とされる。

② 非居住者が受領する退職年金については、その受領金額の20%が源泉徴収により課税される。また、退職一時金については、その受領金額に対しての20%の税率による源泉徴収課税と、退職所得控除を適用した後の金額に対しての累進税率による課税とのいずれかの選択による課税が行われる。

③ 租税条約の締結のある国の居住者が受領する退職年金については、その租税条約の規定の適用によりわが国での課税が免除される場合がある。

④ わが国の居住者が受領する退職年金及び退職一時金は、いずれも、それらが国内源泉所得であるか国外源泉所得であるかを問わず、すべて課税の対象とされる。

〔解説〕

1 甲、乙、丙の居住形態について

甲は、香港支店勤務を最後に退職し、退職後も香港で他の会社に勤務することとなるので非居住者に該当する。

乙は、米国支店勤務を最後に退職し、退職時は、米国の居住者といえる。退職後一時日本に帰国するが、日本での滞在期間は約6カ月と予定されているので、乙の居住形態は、日本滞在中も依然としてわが国においては非居住者とされる。

丙は、退職3カ月前に、日本に帰国し、以後日本に永年滞在する予定であるので、日本への帰国時に、わが国の居住者に該当することとなる。

2 国内源泉所得及び国外源泉所得の区分

所得税法第161条第8号ロの規定により、退職一時金及び退職年金については、その受領金額のうちその者が居住者であった期間に行った人的役務に基因するものが国内源泉所得とされる。

通常、国外で1年以上勤務する者は、その国外勤務の期間は、非居住者に該当することとなる(所令16①-)ので、本事例においても、甲、乙、丙それぞれについてその国外勤務期間は、非居住者であったものとして考察する。

甲 退職一時金

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{国内源泉所得} \quad 15,000,000\text{円} \left(25,000,000 \times \frac{15}{25} \right) \\ \text{国外源泉所得} \quad 10,000,000\text{円} \left(25,000,000 \times \frac{10}{25} \right) \end{array} \right.$$

退職年金

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{国内源泉所得} \quad 1,800,000\text{円} \left(3,000,000 \times \frac{15}{25} \right) \\ \text{国外源泉所得} \quad 1,200,000\text{円} \left(3,000,000 \times \frac{10}{25} \right) \end{array} \right.$$

乙 退職一時金

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{国内源泉所得} \quad 12,000,000\text{円} \left(20,000,000 \times \frac{12}{20} \right) \\ \text{国外源泉所得} \quad 8,000,000\text{円} \left(20,000,000 \times \frac{8}{20} \right) \end{array} \right.$$

退職年金

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{国内源泉所得} \quad 1,500,000\text{円} \left(2,500,000 \times \frac{12}{20} \right) \\ \text{国外源泉所得} \quad 1,000,000\text{円} \left(2,500,000 \times \frac{8}{20} \right) \end{array} \right.$$

丙 退職一時金

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{国内源泉所得} \quad 10,000,000\text{円} \left(15,000,000 \times \frac{10}{15} \right) \\ \text{国外源泉所得} \quad 5,000,000\text{円} \left(15,000,000 \times \frac{5}{15} \right) \end{array} \right.$$

退職年金

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{国内源泉所得} \quad 1,333,333\text{円} \left(2,000,000 \times \frac{10}{15} \right) \\ \text{国外源泉所得} \quad 666,666\text{円} \left(2,000,000 \times \frac{5}{15} \right) \end{array} \right.$$

3 退職一時金についての選択課税の適用

非居住者が受領する退職年金については、その国内源泉所得分はすべて20%の税率による源泉徴収課税が行われる。従って、甲の受領する退職年金については360,000円(1,800,000円×20%)の源泉徴収課税が行われる。一方、非居住者が、退職一時金を受領する場合には、国内

源泉所得の受領金額に対して20%による課税と、その年中に支払を受ける退職一時金の総額を居住者として受けたものとみなして、退職所得控除の適用、累進税率の適用及び簡易税額表による税額の算定のいずれかを選択することができることとされている(所法171)。

甲について源泉課税方式及び退職所得控除の適用による課税方式による税額を算定すると次のようになる。

源泉分離課税方式

$$15,000,000 \times 20\% = 3,000,000\text{円}$$

退職所得控除適用方式

$$25,000,000\text{円} - \frac{(500\text{万円} + 50\text{万円} \times 5\text{年})}{\text{退職所得控除額}} = 17,500,000\text{円}$$

$$\frac{17,500,000\text{円} \times 19\% - 1,260,000\text{円}}{\text{簡易税額表による}} = 2,065,000\text{円}$$

従って、甲の場合には、退職所得控除適用の方式による方が有利となる。

なお、退職所得控除適用の方式による場合には、所得税法第172条又は同法第173条の規定により所定の申告が必要とされる。

乙が受領する退職一時金についても甲の場合と全く同様に源泉課税方式と退職所得控除適用方式のいずれかの選択ができる。

4 日米租税条約適用関係

乙が受領する退職年金については日米租税条約第23条(1)の規定により、米国でのみ課税が行われ、わが国での課税はない。

5 居住者が受領する退職年金及び退職一時金

丙は退職一時金及び退職年金の受領時には居住者に該当するわけであるが、居住者が受領する退職一時金及び退職年金は、すべて課税の対象となり、丙の場合も、国内勤務のみの通常の社員と全く同様の課税を受けることとなる。この場合これらの金額に対して国外で課税が行われるときは、その外国で課された所得税について外国税額控除が適用され、いわゆる二重課税が排除されることとなる。(税務事例研究会)